



茨城県報

第 1 6 5 7 号

平成17年 3 月28日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
(教 育 委 員 会)	
茨城県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	3
告 示	
字の名称の変更 (3 件) (市町村課)	4
字の区域の一部変更 (市町村課)	11
保安林の指定の解除 (林業課)	12
道路の供用の開始 (道路維持課)	12
県道路線の変更 (道路維持課)	12
茨城県屋外広告物条例の規定により知事が指定する区域等の一部改正 (都市計画課)	13
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	13
都市計画事業の施行者の名称等 (公園街路課)	14
訓 令	
(教 育 委 員 会)	
教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令.....	14
正 誤	
平成16年10月 7 日付け茨城県報第1609号中.....	15

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 6 号

茨城県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 3 月28日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

茨城県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県情報公開条例施行規則 (平成12年茨城県教育委員会規則第23号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「当該」を「それぞれ当該」に改める。

第 4 条第 1 項中「の区分に従い、当該」を「に掲げる区分に応じ、それぞれ当該」に改める。

様式第 2 号中「異議申立て」の次に「又は処分の取消しの訴えの提起」を加える。

様式第 3 号中

「(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

「異議申立てが」を「異議申立て又は処分の取消しの訴えの提起が」に改める。

様式第 4 号中

「(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

様式第 8 号中「。以下「条例」という。」を削り、「条例第15条第 2 項」を「茨城県情報公開条例第15条第 2 項」に、「条例第15条第 1 項」を「茨城県情報公開条例第15条第 1 項」に、「の記載は要しない」を「は記載していません」に改める。

様式第 9 号中

「(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

付 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。



茨城県教育委員会規則第 7 号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 3月28日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 5年茨城県教育委員会規則第 9号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項、第 4 条及び第12条中「次の各号に」を「次に」に改める。

様式第 5 号、様式第 6 号、様式第10号及び様式第11号中

「(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があっ

たことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

改める。

付 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

告 示

茨城県告示第392号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、取手市長から同市と北相馬郡藤代町の廃置分合に伴い、同市内の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成17年 3月28日から生ずるものである。

平成17年 3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

次の表の右欄に掲げる字名を、同表の当該左欄に掲げる字名に変更する。

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
青柳	大字青柳
市之代	大字市之代
稲	大字稲
井野	大字井野
小堀	大字小堀
小文間	大字小文間
貝塚	大字貝塚
上高井	大字上高井
桑原	大字桑原
米ノ井	大字米ノ井
下高井	大字下高井
台宿	大字台宿
長兵衛新田	大字長兵衛新田
寺田	大字寺田
戸頭	大字戸頭
取手	大字取手
野々井	大字野々井

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
吉田	大字吉田
大留	大字大留
大曲	大字大曲
岡	大字岡
押切	大字押切
神住	大字神住
片町	大字片町
上萱場	大字上萱場
萱場	大字萱場
神浦	大字神浦
櫛木	大字櫛木
毛有	大字毛有
小浮気	大字小浮気
山王	大字山王
渋沼	大字渋沼
清水	大字清水
下萱場	大字下萱場
新川	大字新川
高須	大字高須
中内	大字中内
中田	大字中田
配松	大字配松
浜田	大字浜田
平野	大字平野
藤代	大字藤代
宮和田	大字宮和田
谷中	大字谷中
和田	大字和田

茨城県告示第393号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、筑西市長職務執行者から同市内の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成17年 3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

次の表の右欄に掲げる字名を、同表の当該左欄に掲げる字名に変更する。

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
みどり町一丁目	大字みどり町一丁目
みどり町二丁目	大字みどり町二丁目

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
菅谷	大字菅谷
外塚	大字外塚
西谷貝	大字西谷貝
岡芹	大字岡芹
谷中	大字谷中
石原田	大字石原田
西大島	大字西大島
栗島	大字栗島
笹塚	大字笹塚
下平塚	大字下平塚
神分	大字神分
飯島	大字飯島
伊讚美	大字伊讚美
小川	大字小川
伊佐山	大字伊佐山
下川島	大字下川島
女方	大字女方
市野辺	大字市野辺
稲野辺	大字稲野辺
直井	大字直井
金丸	大字金丸
横島	大字横島
川澄	大字川澄
小林	大字小林
高島	大字高島
成田	大字成田
島	大字島
塚原	大字塚原
下中山	大字下中山
蕨	大字蕨
大塚	大字大塚
上川中子	大字上川中子
川連	大字川連
徳持	大字徳持
深見	大字深見
茂田	大字茂田
五所宮	大字五所宮
森添島	大字森添島

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
子思儀	大字子思儀
小埞	大字小埞
灰塚	大字灰塚
掉ヶ島	大字掉ヶ島
山崎	大字山崎
大谷	大字大谷
上平塚	大字上平塚
下江連	大字下江連
西山田	大字西山田
泉	大字泉
石塔	大字石塔
筑瀬	大字筑瀬
林	大字林
口戸	大字口戸
柴山	大字柴山
谷部	大字谷部
中館	大字中館
折本	大字折本
樋口	大字樋口
羽方	大字羽方
大関	大字大関
八田	大字八田
奥田	大字奥田
下高田	大字下高田
落合	大字落合
蒔田	大字蒔田
国府田	大字国府田
上中山	大字上中山
野	大字野
西方	大字西方
玉戸	大字玉戸
一本松	大字一本松
二木成	大字二木成
野殿	大字野殿
下野殿	大字下野殿
布川	大字布川
幸町一丁目	大字幸町一丁目
幸町二丁目	大字幸町二丁目

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
幸町三丁目	大字幸町三丁目
下岡崎	大字下岡崎
西榎生	大字西榎生
東榎生	大字東榎生
下岡崎一丁目	大字下岡崎一丁目
下岡崎二丁目	大字下岡崎二丁目
下岡崎三丁目	大字下岡崎三丁目
榎生一丁目	大字榎生一丁目
野田	大字野田
西石田	大字西石田
飯田	大字飯田
嘉家佐和	大字嘉家佐和
旭ヶ丘	大字旭ヶ丘
船玉	大字船玉
関本分中	大字関本分中
関本肥土	大字関本肥土
関本上	大字関本上
関本上中	大字関本上中
関本中	大字関本中
関本下	大字関本下
上野	大字上野
江	大字江
板橋	大字板橋
舟生	大字舟生
犬塚	大字犬塚
藤ヶ谷	大字藤ヶ谷
関館	大字関館
花田	大字花田
花橋	大字花橋
辻	大字辻
黒子	大字黒子
井上	大字井上
西保末	大字西保末
稲荷	大字稲荷
梶内	大字梶内
木戸	大字木戸
中村新田	大字中村新田
有田	大字有田

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
中根	大字中根
山王堂	大字山王堂
倉持	大字倉持
海老ヶ島	大字海老ヶ島
田宿	大字田宿
松原	大字松原
宮後	大字宮後
押尾	大字押尾
宮山	大字宮山
猫島	大字猫島
中上野	大字中上野
上西郷谷	大字上西郷谷
寺上野	大字寺上野
赤浜	大字赤浜
向上野	大字向上野
東石田	大字東石田
海老江	大字海老江
東保末	大字東保末
築地	大字築地
鷺島	大字鷺島
成井	大字成井
高津	大字高津
村田	大字村田
吉田	大字吉田
竹垣	大字竹垣
下川中子	大字下川中子
古内	大字古内
大林	大字大林
内淀	大字内淀
鍋山	大字鍋山
新井新田	大字新井新田
谷原	大字谷原
福岡新田	大字福岡新田
小栗	大字小栗
蓬田	大字蓬田
井出蛭沢	大字井出蛭沢
向川澄	大字向川澄
横塚	大字横塚

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
蓮沼	大字蓮沼
門井	大字門井
久地楽	大字久地楽
古郡	大字古郡
三郷	大字三郷
新治	大字新治
細田	大字細田
柳	大字柳
八幡	大字八幡
上星谷	大字上星谷
下星谷	大字下星谷
谷永島	大字谷永島
知行	大字知行
下郷谷	大字下郷谷
大島	大字大島
清水	大字清水
桑山	大字桑山

茨城県告示第394号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、かすみがうら市長職務執行者から同市内の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成17年 3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

次の表の右欄に掲げる字名を、同表の当該左欄に掲げる字名に変更する。

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
雪 入	大字雪入
上佐谷	大字上佐谷
山本	大字山本
下佐谷	大字下佐谷
中佐谷	大字中佐谷
上稲吉	大字上稲吉
下稲吉	大字下稲吉
上土田	大字上土田
飯田	大字飯田
下土田	大字下土田
新治	大字新治
東野寺	大字東野寺

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
西野寺	大字西野寺
市川	大字市川
下志筑	大字下志筑
中志筑	大字中志筑
上志筑	大字上志筑
粟田	大字粟田
高倉	大字高倉
五反田	大字五反田
横堀	大字横堀
大峰	大字大峰

茨城県告示395号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、つくば市長から土地改良事業の施工に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の一部の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成17年 3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

吉沼字北笹原に変更する区域

吉沼字権ヶ窪 4456の2, 4497の1, 4497の3, 4497の4, 4498, 4499の1から4499の3まで, 4500から4502まで, 乙4502, 4503から4509まで, 4510の1から4510の3まで, 4510の10から4510の22まで, 4510の24から4510の43まで, 4510の45, 4510の46

田倉字田倉 4648の3の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

田倉字田倉に変更する区域

吉沼字北笹原 4531の一部, 4532, 4533の一部

同 字田倉 4654の1から4654の4まで

田倉字南笹原 4625の1, 4626の2, 4627の1, 4628の1, 4629の1, 4630, 4630の2, 4630の3, 4631から4634まで, 4635の1, 4637, 4638の1, 4638の2, 4639, 4640の1, 4641の1, 4642, 4643の1から4643の3まで, 4644の1

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

田倉字芝野に変更する区域

田倉字南笹原 4626の1の一部

吉沼字芝野 5216の6の一部

田倉字南笹原に変更する区域

吉沼字芝野 5216の6の一部

田倉字芝野 5210の2の一部, 5211の2の一部, 5216の1から5216の6まで, 5217の1から5217の19まで, 5217の20の一部, 5217の25, 5217の28, 5249の5の一部, 5249の9, 5249の10, 5249の12, 5249の13,

5250の3から5250の5まで、5250の8、5250の9の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

上記地番は、平成16年6月10日現在の登記簿による。

茨城県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除する保安林の所在場所

東茨城郡大洗町大貫町字前原1212番11（次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

公益上の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び大洗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 玉里水戸線

2 供用開始の区間 水戸市河和田1丁目1821番2地先から

水戸市赤塚1丁目1972番14地先まで

3 供用開始の期日 平成17年3月31日

茨城県告示第398号

県道の路線名を次のとおり変更する。

平成17年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
石岡下館線	石岡筑西線
下館つくば線	筑西つくば線
結城岩井線	結城坂東線
大宮御前山線	常陸大宮御前山線
石岡常北線	石岡城里線
土浦岩井線	土浦坂東線
山方大宮線	山方常陸大宮線

変 更 前	変 更 後
静大宮線	静常陸大宮線
岩井菅生線	坂東菅生線
常北那珂線	城里那珂線

2 変更期日

平成17年 4月 1日

茨城県告示第399号

昭和58年 9月30日茨城県告示第1348号で告示した茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第 4 条の規定により知事が指定する区域等の一部を次のように改正する。

平成17年 3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 1 対象となる道路の欄中「真壁郡明野町大字松原」を「筑西市松原」に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成17年 5月16日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年 3月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 鹿嶋子育てグループ2005

3 代表者の名前

田 中 輝 雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県鹿嶋市港ヶ丘 1 丁目1163番地70

5 定款に記載された目的

この法人は、鹿嶋市に居住する全ての乳幼児に対する育成の健全化を図るために、既存の児童福祉機能、教育機能の枠を超えて地域として支え合う事により出産による育児負担の軽減、子育て悩みの解消、乳幼児の成長状態の情報交換、各関係機関への相談紹介、子育て啓蒙活動、小学生・中学生への声掛け運動等の実施、地域住民との一体感、特に高齢者の積極的参加による異世代交流・生きがい・ふれ合い事業を通して、地域の福祉・教育・安全の向上に寄与することを目的とする。

都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画公園事業については、平成17年 3月10日付け関東地方整備局告示第73号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年 3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
平成12年建設省告示第1120号
水戸・勝田都市計画公園事業
7・5・301号 大洗海岸公園
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地
水戸市笠原町978番 6
茨城県庁
- 4 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第 3 号

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 3月28日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

教職員の旅費の調整基準に関する訓令（平成 2 年茨城県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 2 項を加える。

- 2 前項に掲げる場合以外で、次の各号に掲げる施設に宿泊することが定められ、又はこれらの施設を利用する便宜が与えられている場合（職員が自己の便宜により、これを利用しない場合を含む。）の宿泊料は、あらかじめ又はその都度旅行命令権者が教育長と協議して宿泊料を調整するものとする。
 - (1) 県の機関に付設されている宿泊施設
 - (2) 国，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人又は地方独立行政法人の機関に付設されている宿泊施設（前号に掲げる施設を除く。）
- 3 前項の施設について宿泊料，食料等が定められている場合は，同項の規定による教育長との協議を要しない。この場合においては，旅行命令権者は，当該宿泊料，食料等の金額を基準として宿泊料を調整しなければならない。

第10条中「新東京国際空港公団が国土交通大臣への届出に基づき徴収するもの、関西国際空港株式会社が徴収するもの及び」を「成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の教職員の旅費の調整基準に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

~~~~~

正 誤

平成16年10月 7日付け茨城県報第1609号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行  | 誤               | 正                    |
|-----|----|-----------------|----------------------|
| 9   | 27 | 次号及び第 3 号に掲げる規定 | 次号及び第 3 号に掲げる規定以外の規定 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)